○近畿地方整備局告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第百三十八号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成十八年八月一日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第百五十二号阪神間都市計画道路事業三・四・二百十二号伊丹飛行場線、三・四・七百八十号野間寺本線及び三・三・三号西国街道線

三　事業施行期間　自平成十九年十二月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第百三十八号中播都市計画道路事業三・四・二十二号大日線、三・三・三号国道線及び三・四・百十四号十二所前線

三　事業施行期間　自平成十三年十月十九日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第六号中播都市計画道路事業三・五・百四号船場川線

三　事業施行期間　自平成十八年一月十七日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第百二十五号東播都市計画道路事業三・四・八号朝霧二見線

三　事業施行期間　自平成十九年十月二十六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福山市手城町一丁目三二九四番一から同市手城町一丁目三二八五番二まで	前	二四・八〇メートル～二六・七〇メートル
	後	二六・七〇メートル～二七・三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	福山市手城町一丁目三二九四番一から同市手城町一丁目三二八五番二まで	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十八日

○中国地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号